後遺症による追加的な損害賠償請求　p.453　A

規範

【判例（百選 77）の理論構成】

既判力は訴訟物の存否の判断について生じる。前訴は損害のうち前訴の基準時までに生じた部分を一部請求していたと解するべきであるから、前訴の訴訟物は一部請求部分に限られる。よって、前訴の既判力は一部請求部分にのみ生じ、残部、すなわち前訴基準時後に生じた損害には生じない。

【期待可能性を考慮する見解】

既判力の根拠は手続保障を与えられた当事者の自己責任であり、その機能は紛争の蒸し返しの防止である。前訴基準時後に予想しえなかった損害が発生した場合は、前訴の時点で主張立証を尽くすことができないから、手続保障を与えられたとは言えないし、前訴で争点となっていない以上紛争の蒸し返しとも言えない。

したがって、前訴基準時後に生じた損害についての主張は遮断されない。

【117 条類推適用】

117 条 1 項は定期金賠償についての規定であるから、これを一括の賠償の際に直接適用できない。しかし、117 条の趣旨は、賠償額を算定するに当たり前提とされた事実関係が著しく変動した時は、確定判決の内容を事後的に修正することを認めることが公平の要請に合致する点にある。一括の損害賠償についても上記のような事態は起こり得るし、117 条が「後遺障害」を挙げていることから、賠償額の算定に当たり前提とされた後遺症の症状と著しく異なる症状が出たときは、117 条を類推適用し、確定判決の修正を認めるべきである。

Point

-
-

過去問（司法）：H26

過去問（予備）：H27, R2